

文部科学省の来年度予算概算要求

「教育振興基本計画」のささやかな数値化(全学労連 No.311 より再掲)



全学労連事務局 学校行革対策部 佐野 均

今年8月末に文部科学省の概算要求が出された。数値目標も無く具体性に乏しいと批判を受けながらやっと7月初めにまとめられた「教育振興基本計画」を、文部科学省が予算的にどう具体化するかが焦点であったが・・・。

昨年度のおさらい

昨年の概算要求では、政権丸投げ前の安倍総理や教育再生会議の威勢だけはいい議論を追い風に、文部科学省は単年度で主幹教諭3,669人等合計7,121人、3年間で総数21,362人の定数改善を要求した。これにより実質的に第八次定数計画とするつもりだったのだろう。しかしその後の安倍総理辞任やそのことによる教育再生会議の消化試合的な幕引きで、文部科学省に対する追い風は逆風となり、予算編成では主幹教諭1,000人等合計1,195人に削り込まれた。しかもこの数字の実質は定数増ではなく、定数標準法で定められた職員以外の給食調理員や用務員などの削減により行革推進法の定めをすり抜けたものでしかない。かくして「教員の子供と向き合う時間の拡充」は国庫負担法対象以外の職員を切り捨てることによって、しかもそのほとんどが「主幹教諭」という現場管理の強化・教職員の分断をもたらす「職」に使われていくことになった。

皮肉な言い方をすれば、たとえ1,000人であっても「改善」の最大部分が確保されたのは、改悪した教育基本法の実体化に向け文部科学省が意地を見せたのか、または、むしろそれはこの国の支配層の既定の方針だったということだろうか・・・？ ついでに言うと、文部科学省の勝山教育財政室長が昨年の概算要求について「養護教諭や栄養教諭よりも事務職員の改善数が圧倒的に上回る」とエラそうに豪語していたが、何の事はない結果的に今年度予算では事務職員485人だけが0となっている。(全学労連 303,3頁参照)

さらに皮肉を言わせてもらえば、文部科学省は、今年度主幹教諭1,000人分の予算を確保して何とか969名の配置要求を各都府県から掻き集めたのだが、7月の全学労連との交渉によると、制度整備が間に合わない県がいくつもあり実際配置できたのは800人位にしかならなかったという。これでは主幹教諭3,669人の要求がそのまま通らなくて良かったと言うしかない。もし通っていたらとんだ恥さらしで、今後の文部科学省の概算要求など誰にもまともに聞いても貰えなくなっていただろう。しかも来年度以降主幹制度が各地方で整備され要求が増えてきたら、定数に限りがあるので既に配置したところから引き剥がして再配置すると言う。我々は主幹制度に賛成している訳ではないが、せつかく制度整備を間に合わせて主幹配置したのに引き剥がされる都府県の教育委員会や学校現場は混乱してたまったものではないだろう。共同実施もそうだが、官僚の観念的な制度設計で現場を振り回すのはいい加減にしてもらいたい。

文部科学省の憂鬱

昨年に比べて今年の概算要求は総じて控えめである。スローガンの表題が昨年の「社会総がかりでの教育再生」から「未来を切り開く教育の振興」と変わったのも暗示的である。同じ「初等中等教育の充実」という項目の中でも、冒頭部分は「新学習指導要領の円滑な実施」を目指した授業時数増や道徳教材の国庫補助や補助教材の作成・配布や外国語教育や全国学力調査や中学校武道の必修化等の施策で占められている。その次に「豊かな心と健やかな体の育成」のための施策が続き、さらにその後の「教員が子供一人一人に向き合う環境づくり」の項目の中に義務教育費国庫負担金・教職員定数に関する項目がある。昨年までのほとんどはこの部分が冒頭にあったのだが、今年それは10頁ほど後に回されている。

別に冒頭を飾れば良いという訳ではないが、「人材確保法」などという発想が示す通り文部科学省がこれまで教育における人的要素を重視してきたことは明らかだ。しかし第八次定数計画は頓挫したままで、昨年の概算要求で巻き返しの勝負に出たものの、頼みの安倍総理は職を放棄し教育再生会議は失速して予算編成でボロ負けした。さらに教育振興基本計画策定の過程で、文教族議員等から具体的な数値目標を盛り込むよう発破をかけられながらこれも叶わず、逆に財政審や財務省から教育における「投入量目標から成果目標への転換」を迫られている。これは学力向上という結果を出さなければ教育に投資はしないという成果主義の論理だ。教育の民営化は文部科学省をも包囲しつつある。こうした圧力が、教育振興基本計画具体化の予算要求に大きく影響を及ぼしている。

定数要求は大幅後退

後回しになった定数要求の内容はというと、合計で1,500人の定数「改善」に留まり、内訳は主幹教諭896人、教員の事務負担軽減(事務職員)73人、特別支援教育の充実434人、外国人児童生徒への日本語指導50人、食育の充実(栄養職員)47人となっている。昨年と比べると何とささやかなものだろう。しかも昨年は以後3年間の定数計画を伴っていたのだが、今年は単年度の事だけである。

事務職員について言えば、「教員の事務負担軽減」と名目は同じだが、昨年あった「複数校の事務を共同実施する体制の整備促進」という定数増を共同実施に限定させる表現は無くなっている。これはとりあえず良いことだと言っておこう。

教員給与の見直しでは、「メリハリある教員給与体系の推進」として管理職手当の改善と給料の調整額の縮減が、「基本方針 2006 による教員給与の縮減への対応」では義務教育等教員特別手当の縮減が上げられている。

退職教員等外部人材活用事業では、週 12 時間換算で 7,000 人を 10,500 人に拡充。今年度から始まった「学校マネジメント支援に関する調査研究」は 11 地域を 64 地域に拡充。同じく今年度から始まった「学校支援地域本部事業」は、全市町村を対象に 1,800 箇所から 3,600 箇所に拡充。拡充が多くて良さそうに見えるが、これらは実は正規の教職員定数が増やさない為の策であり、学校の機能を外部化して合理化を進めることであり、その既成事実化がどんどん進行しているということであり、われわれ学校事務職員もその中の一端に位置付けられているのだということを忘れてはならない。

文部科学省の来年度予算概算要求

「教育振興基本計画」のささやかな数値化<<続き>>



何と、義務教育費国庫負担金の概算要求額は今年予算額よりも 28 億円少ない。来年度予算額ではさらに減額？

1 2. 教員の子どもと向き合う環境づくり

(前年度予算額)	1, 6 8 7, 5 2 4, 3 5 2 千円)
21年度要求額	1, 6 8 7, 5 4 2, 3 2 0 千円

◆義務教育費国庫負担金

(教職員定数の改善及び教員給与の見直し)

(前年度予算額)	1, 6 7 9, 5 7 6, 0 0 0 千円)
21年度要求額	1, 6 7 6, 7 7 6, 0 0 0 千円

1 趣 旨

- (1) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることを目的とする制度であり、公立の小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の 3 分の 1 を負担するものである。
- (2) 教職員定数の改善
子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、教職員定数の改善を図る。
- (3) 教員給与の見直し
基本方針2006、同2008、中教審答申（19年3月）及び教育振興基本計画等を踏まえ、人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリある教員給与体系の推進を図る。

2 内 容

1. 教職員定数の改善

[内訳]

	2 1 年度要求人員
①主幹教諭によるマネジメント機能の強化	8 9 6 人
②教員の事務負担の軽減（事務職員定数の充実）	7 3 人
③特別支援教育の充実	4 3 4 人
○小・中学校の通級指導の充実（3 5 2 人）	
○特別支援学校のセンター的機能の充実（3 5 人）	
○養護教諭定数の充実（4 7 人）	
④外国人児童生徒への日本語指導の充実	5 0 人
⑤食育の充実（栄養教諭定数の充実）	4 7 人
計	1, 5 0 0 人

平成21年度概算要求 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

【教職員定数の改善：1,500人】



多忙化解消というなら普通の教員を増やすべき、数も微々たる物

①主幹教諭によるマネジメント機能の強化 896人

②教員の事務負担の軽減(事務職員定数の充実) 73人

③特別支援教育の充実 434人

- 小・中学校の通級指導の充実 352人
- 特別支援学校のセンター的機能の充実 35人
- 養護教諭 47人

④外国人児童生徒への日本語指導の充実 50人

⑤食育の充実(栄養教諭定数の充実) 47人



昨年「共同実施」に限定した表現は消えたが所詮「教員」のため、昨年より激減した数も昨年より結果ゼロなら無いのと同じ。

定数改善数計 1,500人 (35億円)



※ 行革推進法の範囲内で改善

行革推進法の下では負担法対象職員の「改善」は市町村費職員の削減とセット

【外部人材の活用：非常勤講師10,500人】

○退職教員等外部人材活用事業の拡充
ーサポート先生の配置ー

※1/3補助金

H20 7,000人 → H21 **10,500人**
(週12時間換算) (43億円)

【学校マネジメント支援に関する調査研究：64地域】

○学校が校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校マネジメント支援に関する調査研究を行う。

H20 11地域 → H21 **64地域**
(4千万円)

【学校支援地域本部：3,600箇所(全市町村対象)】

○地域の人々が学校教育を支援する「学校支援地域本部」の設置を推進し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。

H20 1,800箇所 → H21 **3,600箇所**
(64億円)



拡充が多くて良さそうに見えるが、これらは実は正規の教職員定数が増やさない為の策であり、学校の機能を外部化して合理化を進めることであり、その既成事実化がどんどん進行しているということであり、われわれ学校事務職員もその中の一端に位置付けられている。

平成21年度概算要求 教員給与の見直し

1. メリハリある教員給与体系の推進

1億円

①管理職手当の改善（平成22年1月～）

5億円

（本給に対する割合）

・校長	17.5%	}	→	17.5%
" "	16.25%			
" "	15%	→		16.25%
・副校長	15%	→		16.25%
・教頭	15%	→		16.25%
" "	12.5%	→		15%

②給料の調整額の縮減（平成22年1月～）

▲4億円

- ・調整数2→1.5（本給の6%程度→4.5%程度）

- ※ 上記のほか、平成20年度に実施した部活動手当など教員特殊業務手当の倍増（平成20年10月実施）の平年度化分あり。（13億円）
- ※ 教職調整額の見直しについては、学識経験者等からなる検討会議において検討中。8月中に審議のまとめを行い、その後、中央教育審議会において審議を行う予定。（20年秋～）

2. 基本方針2006に基づく人材確保法による 教員給与の優遇措置(2.76%)の縮減

▲19億円

義務教育等教員特別手当の縮減（平成22年1月～）

- ・本給の3.0%→2.2%

- ※ 上記のほか、平成20年度に着手した義務教育等教員特別手当の縮減（本給の3.8%→3.0%、平成21年1月実施）の平年度化分あり。（▲56億円）



「メリハリ」とは下にキビシク上を優遇と言う事。給特法・人確法は批判されるべきだが、その財源を「副校長」や「主幹教諭」のために使うのはもっと批判されるべきだ。